

常任委員会とは…

市の多岐にわたる仕事を総務、健康福祉、生活環境、子ども教育の4つの分野に分け、分野ごとに議案や請願等を審査するために設けられている委員会です。

分科会とは…

決算審査を行うときは、4つの常任委員会を分科会に位置付け、それぞれ関連する事業の評価を行います。

▲評価対象となる令和2年度は、新型コロナ対策事業に絞って評価を行います。

健康福祉常任委員会

所掌事項：保健衛生、高齢・障害福祉など

2年間のテーマ：多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例(多摩市障がい者差別解消条例)について

障害に関する考え方の変化

すべての人には、障害の有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重され、自分らしく生きる権利があります。しかし、障がい者は生活する上で多くの制限を受け、長きにわたって差別を受けてきました。すべての人が自己実現を達成するためには、障害を個人の問題としてのみ捉えるのではなく、障害は社会的環境によって作り出されたものでもあるとして、社会や環境の変化も必要だと考えられています。

障がい者を取り巻く社会情勢の変化

2006年の第61回国連総会において、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」を合言葉に、初めて拘束力のある条約として障害者の権利に関する条約が採択されました。日本政府も2007年にこの条約に署名し、2011年の障害者基本法改正による国内法制度等の整備を経て、2014年に批准しました。その後2016年には障害者差別解消法が施行、東京都でも2018年に東京都障害者への理解促進及び差別の解消の推進に関する条例が施行されました。

多摩市障がい者差別解消条例の制定

多摩市はこれまでも障がい当事者とさまざまな意見を交わし、共に地域で安心して生活できるための取組や理解促進の取組を



前列左から、きりき委員長、板橋副委員長
後列左から、小林委員、しのづか委員、あらたに委員、山崎委員、しらた委員

行ってきましたが、さらに一步踏み込んで障がいのある人もない人も暮らしやすい街にしていくために、2018年から条例制定に向けた準備を進め、市民や事業者の皆さまと一緒に、約2年かけて多摩市障がい者差別解消条例を作り上げました。しかし、条例は制定されればよいというものではなく、それが市民生活に寄与・貢献することで初めて意味のあるものとなります。昨年多摩市障がい者差別解消条例が制定されたことにより市民生活にどのような影響を与えているのか、健康福祉常任委員会ではこれからの2年間で調査検証し、今後の施策展開にいかして参ります。

健康福祉分科会

評価対象事業：生活困窮者等支援事業

事業を選んだ理由と評価の視点

生活困窮者等支援事業は、主に平成27年に施行された生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施しようとするものです。

生活困窮者自立支援法は、社会保険制度や労働保険制度と生活保護制度の狭間で公的支援制度が届かない層への支援策として、また、生活保護受給に至る前から自立支援策の強化を図る施策として、就労や住居に関する相談や助言、情報提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを市が主体的包括的に取組むことを定めています。

近年の動きとして平成20年のリーマンショックを契機とした雇用・失業問題とそれに連なる貧困・低所得者問題は大きな転換期となりましたが、それに加え現在は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済停滞・雇用環境の諸変化にも見舞われており、本事業はより一層重要性和必要性を増していると言っても過言ではありません。

これらの課題は経済生活だけに留まらず、様々な場面で生きづらさや生活のしづらさとして、市民の社会生活を厳しい状況に追い込むことも懸念されるところです。

そこで健康福祉分科会では、生活困窮者等支援事業の執行状況を審査するにあたって、コロナ禍にあって支援を必要とする市民への対応はどのようなものが求められたのか、また、コロナ禍における相談体制強化のために相談員を増加して対応した多摩市の実態について、現場の声を確認することにしました。

本事業の評価をまとめ今後の本事業に対しての改善点等を検討することにより、経済的困窮のみならず、地域からの孤立や心身の状況等、様々な課題を複合的に抱える生活困窮者を包括的に受け止め、多様な機関と連携しながら支援し自立を促進することで、だれもが安心して暮らせる多摩市となるよう提言や働きかけを図ってまいります。